

# はじめに

## 1. 問題設定

2014年1月に、日本国政府が国連で採択された「障害者の権利に関する条約」に批准し、この条約に掲げられた事項の実現に向けて、様々な国内法や制度を整備してきた。同条約では、障害のある人とない人が地域で共に暮らす「共生社会」の実現が目指されているが、この共生社会の実現に向けて学校教育に求められているのが「インクルーシブ教育システムの構築」である。

同条約第24条には、インクルーシブ教育システムとは、(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること、(b)障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること、(c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること、の3点を目的とし、障害のある子どもとない子どもが「同じ場で共に学ぶ仕組み」であることが定義されている。そして、その実現のためには、障害のある子どもが自己の生活する地域において初等中等教育を受ける機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される必要があることも示されている。

文部科学省の試算によると、通常の学級には、在籍する発達障害の可能性のある児童生徒が6.5%程度在籍している。また、義務教育段階の全児童生徒数は減少傾向にあるものの、通級による指導を受けている児童生徒、及び特別支援学級に在籍している児童生徒は、特殊教育から特別支援教育に移行してからの10年間で増加している。これらのことから、障害のある子どもとない子どもが「同じ場で共に学ぶ仕組み」としてのインクルーシブ教育システムが順調に構築されつつあることが示唆される。

あわせて、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の数も、10年間で増加傾向は続いている。特に、特別支援学校に在籍している幼児児童生徒の障害が重度・重複化していることや、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加していること、地域の特別支援教育のセンター的機能を果たす上で小・中学校等に対する支援等が増加していることなども示されている。したがって、特別支援学校は、特別支援教育とインクルーシブ教育の最前線として、これまでも、そしてこれからも非常に大きな役割を担っているといえよう。

2020年度からの新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究が行われている。

2018年度には、文部科学省の「特別支援教育に関する実践研究充実事業（新学習指導要領に向けた実践研究）」を22団体が受託し、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための実践研究を推進している。

さらに、これらの先駆的な実践研究の成果を全国へ普及することによって特別支援教育の推進をはかるため、文部科学省は、当該事業の一環として「新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究」を企画し、2019年に引き続き、2020年度も愛媛大学が受託した。本報告書は、上述した背景の下に、2018年度に受託した22団体の取組を調査し、整理・分析を加えた上で、全国の特別支援学校等における教育実践に資する情報として公開することを目的としている。

## 2. 本報告書における調査・分析の観点

幼稚園、小中学校、高等学校の新学習指導要領と共通に、特別支援学校の新学習指導要領等においても「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた指導、自立と社会参加に向けた教育（キャリア教育）の充実、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立等が重視されている。同時に、特別支援学校においては、「重複障害者等に関する教育課程の取り扱い」について、子ども達の学びの連続性を確保する視点から基本的な考え方が規定されたことや、知的障害児のための各教科の取り扱い・教育課程・教育内容についても規定がなされている。これらの内容・目標を実現するために、コンピュータ等の情報機器の活用も推奨されており、多様な障害特性への対応が目指されている。

これらの新学習指導要領や関連する対応方針等を推進するモデル事業が、全国各地で展開され、それぞれのモデル事業については、事業の報告や成果公開が行われている。個別の実践事例・成果について情報を得ることは、新学習指導要領等に基づいた教育実践を推進する上で有益であるが、より体系的な推進を考えるならば、全体を俯瞰する観点が必要不可欠である。そこで、「新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究」を開始するにあたり、愛媛大学では以下の6つの観点を設定した。また、これらの観点に基づいて、2018年度に「新学習指導要領に向けた実践研究」を実施した22団体に調査協力を依頼し、次項に示す調査研究を実施した。

観点1：各モデル事業内、及び近隣自治体間における概念（用語）の共通理解・合意形成  
各モデル事業において、「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い学び」「キャリア発達・キャリア教育」等の概念・用語をどのように定義し、学校内外で共通理解・合意形成をはかっているか（他の障害領域・重複障害領域との共通理解・合意形成を含む）。また、各学部が終わるまでに「育ってほしい姿（つきたい力）」の概念・目安をどのような方法で設定し、共有しているか。

#### 観点 2：教育課程・個別の指導計画の実施状況とその評価

教育課程の編成・個別の指導計画の策定に必要な実態把握の方法、教育課程・個別の指導計画の実施方法、実施状況の評価方法をどのように行っているか。

#### 観点 3：個のニーズにあわせた指導法、学習環境・支援の工夫

多様な障害がある幼児児童生徒の実態（特性やニーズ）にあわせて、指導方略や教材教具（ICTの活用含む）を工夫したり、学習環境・支援のあり方を工夫したりしているか。行っているとしたら、どのような方法を用いているか。

#### 観点 4：障害のない幼児児童生徒・地域社会との交流及び共同学習の設定

障害のある者とない者が互いに尊重し合いながら協働して地域社会の中で生活する態度を育むために、どのような取組を行っているか。地域社会の多様な人々（人材）とどのような交流を持ち、障害のある幼児児童生徒の社会参加を促しているか。またその実施効果・学習効果をどのように評価しているか。

#### 観点 5：多面的な視点からの学習評価・授業評価・学校評価の実施

教員の立場から幼児児童生徒を評価するだけでなく、幼児児童生徒が自らの育ち・変化に関して意識し評価する仕組みを取り入れているか。特に、「主体的・対話的」「深い」等の抽象的な評価軸について、障害のある幼児児童生徒が理解し、評定する工夫を行っているか。保護者・地域社会（外部委員会含む）等による評価を行っているか。多面的な評価を確認・調整・共有するための仕組み（ルーブリック評価等）を行っているか。

#### 観点 6：新学習指導要領に対応した特色ある取組

「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い学び」「キャリア発達・キャリア教育」等新学習指導要領のキーワードに関して、特色のある取組を行っているか。

### 3. 調査の方法

上記の目的を達成するため、2018年度に「新学習指導要領に向けた実践研究」を実施した22団体に調査協力を依頼し、オンラインでのヒアリング調査、メールや書面、電話でのやりとりにより、調査を行った。

次ページより、各団体における2018年度の取組に関して各観点に基づいて体系的な整理を行う。なお、各団体で「障害」や「障がい」等の表記の仕方は異なっているが、令和元年度に発表された文部科学省中央教育審議会答申で「障害」として表記されていること

から、本報告書でも、固有の名称等の表記で「障がい」が用いられている場合を除き、「障害」として表記を統一している。

※本報告書は、2020年度文部科学省受託事業「令和2年度特別支援教育に関する実践研究充実事業（新学習指導要領に向けた実践研究の成果に関する調査研究）」に基づいている。